

令和4年3月愛荘町議会定例会会議録

令和4年3月18日（金）午後1時00分開議

議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

出席議員（14名）

1番 久保田 正 利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 村 西 作 雄 君	6番 森 野 隆 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すすみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 村 田 定 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	上林市治君
総務政策監	青木清司君	福祉政策監 兼ワクチン接種推進室長	森 まゆみ君
みらい創生課長	西川傳和君	経営戦略課長	生駒秀嘉君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	税 務 課 長	北村章夫君
福 祉 課 長	田中孝幸君	健康推進課長	木村美紀君
子ども支援課長	北川三津夫君	建設・下水道課長	羽田順行君
農林振興課参事	山本拓也君		

事務局職員出席者

議会議務局長 徳田郁子 書記 伊谷一真

開議 午後1時00分

◎開議の宣告

○議長（村田 定君） 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。着座にて失礼します。

辻学校教育担当課長より欠席届が出ていますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村田 定君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（村田 定君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日、3月17日に引き続き、4名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 久保田正利君

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） この2月に初当選させていただきました1番、久保田正利といいます。何分、不慣れではありますが、どうぞよろしく申し上げます。

本日、コロナ禍による事業中止について、バイパス計画について、3番、安壺川の流域能力について、以上、3つについて一問一答で質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず初めに、コロナ禍による事業の新しい開催方法について、どのようにお考えなのかお聞かせください。中でも、行政との懇談会の機会は、各自治体の住民との生の意見交換の場です。開催、非開催については、各自治体の考え方ということでいろいろ判断があるかと思いますが、中止せざるを得ない状況であることは改めて言うまでもありません。行政と地域との意見交換の場としては、とても大切な場と考えております。今後の開催方法について、一言お考えをお聞かせください。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 近年、ライフスタイルの多様化等による地域への帰属意識や

連帯感の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、集落機能の維持等に大きな影響を及ぼしている状況において、各自治会が元気に輝いていただくことが町全体の活力の向上につながるものと考えております。

私自身、町政を担わせていただくに当たり、多くの方々との対話、懇談の場を持つことが非常に重要と考え、昨年度は各区長様のお宅へ訪問を行い、今年度は自治会ミーティングと題して各自治会の役員会等に出席をさせていただき、日頃の話題や日常的に課題と感じられていることなどについて、膝を突き合わせて懇談をさせていただきました。

この中で、各自治会におかれては、感染症対策を徹底して集会等を開催されたほか、規模の縮小や時間短縮、さらには自治会公式LINEの構築など新たな情報発信手段を検討されるなど、様々な工夫により自治会活動や人とのつながりの維持に取り組まれていることをお聞かせいただき、町といたしましても非常に勇気づけられるものであったと実感しております。

感染症終息までの間、先行きが不透明な中、多くの自治会において、地域活動の再開など判断の難しさに直面されていることと存じますが、一方、この2年で、予防措置や知見の積み重ねを各字においても進めていただきました。そして、複数回の接種を済ませてくださった方々の圧倒的な人口比率は、全てが手探り状態であったコロナ禍の1年目とは状況を異にするものとなっています。

コロナ禍により再認識したつながりの大切さ、地域が絆を取り戻していただくための各種まちづくりを後押しするため、引き続き予防措置を講じながら積極的に地域に出向き、地域の皆様と膝を突き合わせ、よりコミュニケーションを深める機会を積極的に設けることで、地域と行政の信頼関係を一層強固なものにしてまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 個々に各自治会のほうへ足を運んでいただいているということは事前にも聞いておりますが、御苦勞いただいて本当にありがたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

ただ、そういったことは、近隣市町等の自治会等とかの方法とかいうのはどの程度されているのか、もし御存じだったらお教え願います。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） 近隣市町の自治会への訪問といった、そういった活動に関してということで御質問ということでよろしいでしょうか。

近隣市町、東近江市であったりとか彦根市であったりとかということになるかと思うんですけども、なかなか自治会のほうが地域に出ていってという機会はなかなか少ないというようなことは聞いております。ただ、愛荘町のように、それぞれの自治会に出向いていってお話を聞かせていただいているというのは、これまでもなかったことであります。

こういった活動をそばの自治体においても少しずつされているというような話は聞いておりますけれども、実際、具体的にどこの町がどれぐらいの活動をされているかということまでは、少しちょっと把握をできておりません。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

ここに書かれていますように、LINE等の構築などで新たな自治会活動ということも書かれておりますが、やはり文書だけであったりとか、LINEとかというのは一方通行であります。やっぱりこういう御時世でありますので、ウェブ等の環境を整えてやっていただくなり、いろいろと今後、顔と顔を突き合わせてでもできる方法を御検討いただきたいなというふうに思っております。

以上で終わります。

続きまして、2番目、国道8号線バイパス化計画に係る国道8号彦根～東近江（仮称）開通事業の件について、現在分かっている範囲で結構ですので、環境アセスメントの状況をお教えます。

インフラ整備については、地域発展のために喜ばしいことだと思いますが、同時に農作物や環境汚染、町として環境汚染が少なからず考えられます。環境への配慮並びに都市計画の今後の整備についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 久保田議員の質問にお答えします。

まず、環境アセスメントの状況でございます。国道8号彦根～東近江（仮称）事業は、平成28年12月より計画段階評価が実施され、令和元年6月に概略ルートが提示されました。

事業採択には、都市計画決定の手續及び環境影響評価の手續があり、現在、環境影

響評価の手續が進められております。

令和2年8月から9月にかけて、環境影響評価方法書の公告縦覧及び地元説明会が開催されております。

環境影響評価とは、事業の実施に伴い生ずる環境への影響について、事前に調査、予測、評価するとともに環境保全措置の検討を行うものです。今回、環境影響評価の主な対象項目として、騒音、振動、水質、動物、植物、景観、文化財等がございます。

農作物や環境汚染につきましても、その調査結果に基づき考慮されますが、昨今、排気ガスに対する規制も定められており、環境に悪い影響を与えないよう、各自動車メーカーでは、二酸化炭素(CO₂)を排出しない電気自動車や燃料電池自動車など、エコカーの開発が進められておりますので、バイパスが開通する頃には、通過車両に起因する環境負荷がより一層軽減されているものと考えます。

現在、さきの環境影響評価方法書にて評価項目と手法が決定したため、準備書作成に向けて調査が実施されております。

続きまして、事業の今後の整備についてでございます。都市計画の手續につきましては、先月2月26日に滋賀県庁にて手交式が実施され、国より滋賀県へ事業案が手交されました。今後は、県が都市計画の手續を開始されます。

本町といたしましても、当事業は積年の悲願であり、早期事業着手に向けて、令和4年度早期に国道事務所と共催しての地元事業説明会の開催、町都市計画審議会での意見集約等を図り、関係機関と調整しながら順次手續を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(村田 定君) 1番、久保田正利君。

○1番(久保田正利君) ありがとうございます。

県庁において、新たな都市計画について手交式が行われたということではありますが、この内容、上辺だけでも具体的に説明が頂きたいところですが、まだ2月のことですので、この辺はちょっと私のほうももうちょっと勉強して、今後の質問にしていきたいなというふうに思っております。

お答えいただきました環境への汚染ということで、農作物あるいは排気、環境も考えられるのですが、愛荘町は都市計画区域内、区域区分未設定区域です。ある程度農地法の縛りはあるものの、建築物の用途規制については比較的緩い地域であるように思います。工場等企業誘致としてはもってこいの地域ではあります、裏を返せば学

校、保育所、青少年の育成並びに保育、あるいは住居としての立地条件としてはなかなかすんなりと進むものではない。この辺は十分協議が必要でないかなというふうに思っております。

また、大きな便利のいいバイパスができたとしても、やっぱりそれはバイパスだけの話であって、今の既存道路からの出入りであったりとか、その辺に関してはまだまだ隅切りができてない箇所とか、事故の多発するような、発生するような場所は往々にしてあるかと思いますので、道路だけでなく、その辺の、次の計画のほうも十分検討していただけたらありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

次に、3番目、安壺川の河川改修が行われてから約50年近くになりますが、宅地化による都市の整備並びに道路整備によるアスファルト舗装等、当時の地下浸透の状況とは大きく変わっています。近年での異常気象であるゲリラ豪雨等によって、雨水排水の処理、堤防の経年劣化が進み、現状で耐えられるかということは、県との今後の協議と考えますが、たまたま安壺川は私の身近にあったもので上げさせてはもらったのですが、このように数年たった河川等に関しての今後を踏まえて対応のほう、どういうふうにしていくかというふうなことに対して、御意見をお聞かせください。

○議長（村田 定君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 御質問にお答えします。

町内に流れます1級河川の維持管理は、滋賀県で実施されております。議員御指摘のとおり、安壺川をはじめとする河川沿線では整備当時、田畑が多くありましたが、現在、宅地開発などが進み、形状が大きく変化している区間も見受けられます。

その中、近年の異常気象により、雨水や排水の処理能力、堤防の経年劣化も進んでおり、今後、河川沿線の宅地化がさらに進めば、堤体のり面の浸食や洗堀に対して安全性の確保が重要となります。

県では、令和3年度から町内1級河川の宇曾川や岩倉川、不飲川、南川で、雑木や堆積土により流下能力が低下する区間において、しゅんせつを実施されています。ただし、氾濫や越水に対してしゅんせつされており、堤防の補強や強化、改修ではございません。

このことから、日常におきまして安壺川をはじめとします町内1級河川において、

堤防の欠落や崩壊などの変異を早期に発見や確認することが非常に大事だと考えております。そのため、地域の方々と連携を図り、さらに町でのパトロールも実施し、早期に河川堤防の改修や強化に係る要望を今後もしっかり行ってまいります。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。

昨年の8月に、この辺も集中豪雨がありましたが、滋賀県での雨水に関しては、1時間120ミリパーアワーの計算をして雨水排水の計算を対応していると思います。昨年の8月の豪雨でも、数字までしっかり覚えていませんが、70ミリもなかったかなというふうに思っております。あれだけ降っても120ミリパーアワーには到底追いついてない状況です。実際に100年計算、50年計算で我々はやりますが、そのときに実際に120ミリ降ったときのことを考えると、いつ降るか分かりません。いつ来るかも分かりませんが、被害があつてからでは何の意味もありませんので、少しでも未然に防げるよう、定期的なパトロールであったりとか、その辺、実際に促していただき、劣化箇所があれば即確認いただき、改修、安全対策のほう、よろしく願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、これで質問のほうを終わります。ありがとうございます。

○議長（村田 定君） 以上で1番、久保田正利君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。アクリル板を移動します。

休憩 午後1時18分

再開 午後1時18分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 辰己 保君

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己 保。一般質問を行います。今回は、2項目について一問一答で提出をさせていただいています。

まず初めに、米価の暴落への価格補償について質問を行います。

2021年産米の米価が大きく暴落しました。大農家では400万円以上の減収、

営農組合でも200万円の減収と聞いております。異口同音に3割の減収と聞かされています。

米価の暴落をなぜ問題にしているかといいますと、大農家での400万円以上の減収は、家族の生活費がなくなったということになります。生活費分の損失だけではありません。生産における資材費が支払えない状況をつくり出しています。農業経営を脅かしているだけでなく、生活を脅かしているのです。このような実態を自己責任として傍観していいのでしょうか。私は違うと考えます。自己責任で行政が傍観すれば、農村社会が壊れると考えるからです。

大農家や営農組合が立ち行かなければ、受託している農地を手放すことになり、地主に戻したところで放棄地が増えるだけです。農村社会ゆえに地域の伝統、文化が守られ、継承されていることを直視するべきではないでしょうか。農村社会の持つ絆が壊れていくことは、行政運営、そしてまちづくりにも大きく影響することを認識すべきだと考えています。

コロナ感染症での影響での暴落を行政として真剣に捉えることを訴えます。農村社会を壊していくことにつながる米価の暴落を下支えするためにも、お米1俵1,000円の補償を求めます。町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 議員御質問のとおり、令和3年産の米価は全国で急激に低下しております。先月初めに、辰己、瀧岡議員から頂戴したコロナ禍による農業と暮らしを守る対策を求める要望書の中でも、農家の減収によって農村社会が壊れることのないよう、米1俵1,000円の生産補償を要望いただきました。

コロナ禍は、社会に様々な問題を与えています。今般の米価下落は、米農家が厳しい状況にあると認識しております。昨日の御答弁でも申し上げましたが、農業には国による経営所得安定対策の取組があり、米価の安定に取り組みつつも、直接の所得補償を廃止し、需要に応じた作物への転換を生産者に促しています。

また、売上げの減少に対しては、収入減少影響緩和対策や収入保険制度によって収入額の9割まで補償される保険制度があり、保険金を受け取るまでのつなぎに無利子融資の利用を国も勧めています。

しかしながら、需要に捉われない米作りの推進は、さらなる過剰在庫と価格低下を招くことになりかねません。町の農業再生協議会では、農業者の今後の経営を考え、

事前契約や複数年契約による安定取引を推進する一方で、販売先が確保できない米は生産をやめ、麦、大豆、飼料用米など収益性が確保できる作物への転換を進めています。

愛荘町は農林業の営みの中に多様な文化を育てており、美しい田畑の広がりをこれからも継承していくためにも、実需者のニーズを見極めた水田農業を推進してまいりたいと考えます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己 保。再質問を行っていきます。

私自身は、結果として一番注意をすべきなのは減反政策、昨日の答弁でも、生産調整は農業者自らが考えていくというふうな、自己責任的な答弁がありました。そこで、ここは担当課に聞くのですが、今、国が示している減反政策、正しく言えば水田活用交付金というものが打ち出されているんですが、この制度がどういうものであるのか答弁を頂きます。

○議長（村田 定君） 農林振興課参事。

○農林振興課参事（山本拓也君） お答えいたします。

国が行います経営所得安定対策等の取組の中に、水田活用の交付金制度がございます。経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するように、もとより生産条件が、どうしても格差が生まれる。その不利を補正するための交付金として、ゲタ対策と言われます上乗せの補助金、そして農業者の抛出を前提としました農業経営のセーフティネット対策、いわゆるナラシ対策、こうしたものを中心に交付金の制度を設けております。

水田活用につきましては、水田の農業、米作という水稻の作物をほかの作物へと転換されたときには、その内容に応じまして、麦、大豆、飼料作物等ですと、交付単価3万5,000円、これは反当たりでございます。また、加工用米などの取組については2万円、そうした具体的な助成を行うものでございまして、さらに飼料用米、米粉用米などですと、その収量に応じて交付金が出てまいります。つまり、多収を実現すればさらに交付金として抛出されるということで、その担い手の作柄につきましても、さらに保障されるという制度になっております。

また、その水田活用の取組の中に、さらなる高収益作物への転換を促そうと、水田リノベーション助成、こうした制度が昨年度から出てまいりまして、当町でも、輸出

用米の取組が昨年度採択されております。また、次年度に当たりまして、そうした転換作物への支援を国とともに行っていきたいと考えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） いろいろと説明をされたんですけど、要するに、今日の新聞、私も読んで、読まれたと思うんですが、5年で要するに水田、要するに畑地を水をつけなかったら、戻さなかったら、5年経過して、この交付の対象とならないとか、こういうふうな減反政策というのか、転作政策というのか、こういうものが打ち出されているんですが、今日の新聞読んでみると、これが非常に批判があつて、見直しをせざるを得ないというところに追い込まれていると、このことは御存じですか。

○議長（村田 定君） 農林振興課参事。

○農林振興課参事（山本拓也君） 4年度の予算措置に当たりまして、5年間、水田として利用されない、つまり水利を利用されない田んぼにつきましては、その水田としての機能をやめて、畑地化への支援に切り替えていただくと。つまり、一旦畑地化への支援を行った後は、交付金水田としての取扱いをやめたいと、そのような国からの提案がありまして、それについては、当町の再生協議会の中でも披露されました際に、その活用自体ができるか、担い手の農業者からの質問も相次いでおりました。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 私がなぜそういうことを聞いたのかといえば、町長に、要するに生産調整、いわゆる減反というものが今、いろいろと言われているんですが、農家の責任で、要するに減反もそのものは農家の努力されているんですよ。しかし、私は今米価との兼ね合いでちょっと聞くんですが、要するに、生産調整は、農家の方は努力されています。経営者は努力されています。しかし、今言われたように、そうした条件をつけて、結果として、要するに減反政策に協力しても、結局難しいことを求めてきたわけですが、国は。要するに転作して畑作とか、そういうものに変えたときに、5年以内にはまた水田に戻さなきゃならないとか、こんな高度なことを国が求めて、結果として交付金を剥がしていくというふうなことを、それは当然、これで批判が出てくるわけで、しかも今、後継者問題とかになお拍車をかけるだろうというふうに危惧されているんです。これが今の実態なんです。

ですから、改めて聞くんですが、いろいろと昨日からの答弁と聞かせていただいて、この今の暴落は、農家自身の経営者自身の努力不足によって起こったのかどうか、改

めて確認をしたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨日来、答弁を申し上げさせていただいております。

今ほど、辰己議員が努力不足ということかということをおっしゃっていらっしゃいますけれども、ちょっとその次元ということではないのかなというふうに捉えております。

戦後、米をしっかりと、国民を飢えさせないという観点に立ち、戦後すぐにしっかりとこの米の生産を振興していこうという国の大きな方針がございました。戦争が終わって1945年、そこからもう約20年後の昭和44年の時点におきまして、既に供給のほうを上回ってきておるというところでございます。それから約50年間、この需給を見ますと、この生産の配分ということをしながらか、国家の米政策ということが動いてきておるものでございます。

そういう点におきましては、現在、食の多様化ということも申し上げましたけれども、どうしても生産の効率化がどんどんどんどんと、もちろん技術の革新、様々苗の改良等々、様々な整備の改良ということもあった、その成果だということで、そのこと自体は大変喜ばしいと思いますけれども、需要を上回る供給ということにおいて、これが市場の中で価格がなかなか難しいことになっているという大きな社会の流れでございますので、その点に鑑みながら、どのようなことでこの地域、土地を守っていけるのかということ、それぞれの関係の方々が汗をかき、知恵を出しているということが、現下の状況であるというふうに捉えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） まず初めに、次元の違う、確かに、要するに天災とかそういう形で起こっているわけで、そのことよっての需給バランスが崩れているということは言われるとおりで、私が言いたいのは、町長もそのことがお認めになっているわけで、要するに、生産者の責任でなく起こった暴落、確かに生産調整はやって努力はしているんだけど、起こった暴落ということは、大きく言えば、行政が支えていくべきじゃないのということにつながるんじゃないでしょうか。今、次元が違う。しかも、最後のところの答弁は、土地をどうやって守っていけるか、その地域をどう守っていくかという努力は認めていただきました。その結果です。

確かに、食糧制度が昭和48年ぐらいだったと思うんですが、それが廃止されて、

どんどんと減反政策、生産調整をどうしていくのかということが進んできたというふうに思っています。

私が言いたいのは、このままこの状況を市場経済に委ねて傍観してていいのかということです。こうなれば、町長自らも言われているんですが、本当に大事な所信の言葉だったと思うんです。改めて言わせていただきますと、大切な仲間や家族、友人とより笑顔を多く、安心して年が重ねられるようにしていく。こうしたまちづくり、共同体、こういうものを私は2期目に当たっての所信を述べさせていただいたというふうにおっしゃいました。非常に重たい、うれしい、賞賛に値する言葉だと思うんですよ。この立場で今の農業の状況を町として支えていってほしいというふうに思っているんです。

改めて、このまま傍観していたら、農村社会、農業が衰退していくことによって、要するに農村地域の集落の組織、もしくは集落の運営、こういうものがどのように変化していくのか。これをどのように推察されているのか。その点をお伺いしておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員から御質問いただいております件でございますけれども、もちろん当町においてもそれぞれ顔が見える農業者の皆様が御意見を頂くということがございますとともに、愛荘町のみならずというところの大きな社会の現在のテーマであると、課題でもあるというようにも捉えておるところでもございます。その点におきましては、町においてどのような農業、農政ということがあり得るのかということをお問合せを頂く中において、私がやはり強く感じておりますのは、いろんな生産手段がどんどんと効率化をされてきておりますがゆえの、先ほどの需給バランスのギャップというところが生じております。

今日、消費者の求め、ニーズ、要求というものがどこにあるのかということをしつかりと捉えながら、これはどの産業でもそうでございますけれども、この価値の多様化という、ある中においても、やはり消費者の皆様はしっかりと顔が見える生産者が作られたもの、また、そこにストーリーということに共感できるという場合には、多少、そこにプレミアムの価格ということが乗ってきていたとしても、その商品、その商材ということを求めていきたいというのが、現在の消費者の動向でいらっしゃるというふうにも思います。

その点におきましては、現在の農業ということ傍観するということではなく、様々な付加価値やブランド力を上げていく。また、ストーリーをつける。また、消費者の方から見ても、この生産者の顔が見える。生産者と消費者を結びつけるという取組ということを応援していく。

また、これからの農業におきましては、パソコンや様々なデバイスというのが今日の農業機械というようにも言われております。そういう点におきましては、このスマート農業ということにも、より積極的に取り組まれないという農業者の方々も町内にいてくださいます。こういう方々の動きということもしっかりとお支えをしながら、また、それを横展開、農業に携わっていらっしゃる方々にも広げていきながら、皆で愛荘の米なり、愛荘の農産物ということをしっかり食べていきたいなど、応援していきたいなどという素地を一つ一つ積み上げていくことが大変肝要だと捉えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 町長の答弁を聞いていると、本当に農業経営者、もっと言えば、農業に寄り添っていただいているのかなど。ニーズ、ニーズというような言葉を使われても、主食であるわけです。そこをニーズなんていうのは、確かにおいしい米は必要ですし、努力はされていますよ。滋賀県のブランド力、それも県も頑張っていますよ。しかも、滋賀県のコシヒカリ、たしか評価がよかったと思います。ですから、農家の方は付加価値をつけるために努力はされているんですよ。

だから、町長の言われた付加価値、米の米作で付加価値はどのようにつけていくのか。私は、これは有機野菜とか有機米とか、そうしたらまた収量の少なくなる。こうしたものにシフトすることによって付加価値はつかないんじゃないでしょうか。

確かに機械化が進んで、本当によくなりましたよ。よくなれば、後継者が一定生まれてもいいんだけど、農業政策のまずさというか、このことによってあと10年後には大変なことになると言われているんです。

改めて、ニーズはいいんです。ニーズというのは、消費者のニーズを捉えてというのはどういうことを指して、要するに米作りに対してです。そして、付加価値はどのようにつけていけばいいのか。やはり、町長が一定そういう言葉からくると、考え方を示していただけると、本町の農業経営者、農家の方は本当に自信になってくるんじゃないでしょうか。

この2点について、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ニーズ、これ消費者からのニーズというところ、それから付加価値というところの2点の間合せでございます。

ニーズという部分に関しましては、どの分野でもそうですけれども、例えば、風呂おけでも何でもいいんですけれども、風呂おけというものはかつてはあって、それはしっかり木工をできる方々がおられたという時代が多分あったと思います。

その後、やっぱり便利な、かびることがないというプラスチックの風呂おけというのが恐らく出てきましたね。そのときに、これはいいなというふうになってきたけれども、時代がそこから進んで、それが今、100円ショップでも結構売られるようになってくると、これはすなわちコモディティー化してくるということでございます。

消費者が、このようにコモディティー化をしたときに何を求めてくるかということ、まさにその次の付加価値ということになってまいりますけれども、いやいや、やっぱり木のぬくもりがある風呂おけが僕はいいと。これはどこどここの木を使って、どこどここの工房で作られた風呂おけであるということにおいて、それが価値が100円ショップで買えるものでない、例えば数千円のものであったとしても、その生産者から欲しいと思われるのが、今日このコモディティー化、生産の能力が非常に発達した今日においてのマーケティングのマーケットのありようだというふうに捉えております。その部分の視野、その点の視野ということをお持ちいただくと、おのずと今日の戦い方ということがそれぞれの局面において見えてくるものと捉えております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） やはり市場経済に委ねるという感じで、私、今答弁を聞かせていただきました。

要するに、米作りがそれに合うのか。おけの木からプラスチックに変わった。米がどこに変えようとしているのか。その努力は、先ほど私、言いました。滋賀県米が本当に優れている米だという努力は農家はされているし、日本も評価をしているわけです。そのニーズはもうしっかりと受け止めて生産されているということですよ。これ裏づけされていますよ。米作りというのは変えようがないんですよ。お米を作るということに。

だから、ちょっとそういうところで、ニーズを要するにマーケティングを持ってきて、マーケティングに対しても農家は努力されていますよ。努力しても、営農組合を

解散しようかというような話が出てきているというこの実態はやっぱり直視すべきだ
と思うんですよ。

大農家についても、要するに資機材が上がってきて、要するに払えなくなっている
んです。1俵作るのに9,000円という今、9,000円強ですかね。それほどお金
が投資しなきゃならなくなっているということ。この現実で、今、ニーズだとか
付加価値だとか、全部やってもまだ追いつかない。追いつかないどころじゃなく
て、米価が下がっているんです。

ですから、私は、こういうことをしていれば農村社会、今まで作ってきた、1つの
例ですが、祭りとかそういうものも、残念ながら、町長も言われました、認識されて
いるということで、絆が、そういうものが希薄化してきていると。それに我々が何を
なすべきなのか。それは、今大変な時期に、政のところ、行政が支えに行くことじゃ
ないんですか。そして、どのように愛荘の農業が行くのか。行けばいいのか。その施
策はどんどんとつくるべきじゃないんでしょうか。

改めて聞いておきます。本当に、町長が今、この市場に委ねるんじゃないくて、今の
現実を直視して、そしてそのためには1俵1,000円、そして、これがコロナの影響
なら、コロナの交付金を国に一応取りあえず上げておく。その財源確保は確保で、皆
さんがプロなんですから、この財源確保できるものをどんどん探す。着込んだ分は、
あなた方が努力すれば財源確保できるでしょう。最悪でも、財政調整基金使えばいい
んですよ。その実例はもう町長自らがやられました。1人1万円の交付金、これを出
して、2億円財調を使いました。しかし、この財調はコロナ対応ですから、交付金対
象になってきます。こういうことを皆さんは毎日考えているわけですから、この1俵
1,000円をできんことはない、やるかやらないかだと思います。

多賀町長としゃべりました。やはり姿勢の問題だと思うので、町長、1俵1,000
円。この補償を本当に早く実行していただきたいから、改めて要望しますが、答弁を
頂いておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 昨日も答弁をさせていただいておりますとおりでございませ
が、これを1俵1,000円の所得の補償ということに関しては考えてはおらないとい
うものでございます。

また、辰己議員の様々なスタンスということにつながってくる部分でいらっしゃる

というふうに住みますけれども、やはり全てを公費でその社会ニーズ、全て公費であるということは、私どもが歩んできている歩みであり、また、現下のこの社会の世相ということに合致を全てするというものではないというふうに捉えております。

その生産手段、またどのなりわいというところも、日本の国家においては、全て社会主義の中において管理されているという社会ではございません。その点におきましては、自由な生産であったり自由な流通であったりということが担保されているこの国家、今の日本ということを守ってきたのが今日の形だと存じます。

その中において、より適切な形で、いろんな知恵を出しながら、何とか歩みを進めていきたいという様々な方々の願いの中において、この農業者の方々に、少しでもしっかりと次にバトンを渡せるようにということで、知恵を出しながら進んできているというのが、現在の農政であるというふうに捉えておるところでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己です。社会主義の国でない、今この地球上に社会主義の国ってないんです。それだけはっきり言っておきます。今大変な人たちをどう見るか。どう支えるか。ここが問われているだけなんですよ。わざわざその国の在り方を論じなん話ではないんです。僅か5,000万円、この財源持ってくれば、今大変だと言っている、資機材が払えなくなっている、営農組合を解散しようかと、こうした組織までが生まれてきている、これが実態なんです。ですから、皆さんで支えようと、皆さんで支えることも私は否定してないし、全てが行政がやるべきだとも考えていませんよ。しかし、今はやるべきだということを訴えているんです。

次の質問に移ります。

次に、学童保育、保育入所希望者への対象について質問を行います。学童保育所の入所募集での条件、要件について質問します。この4月に小学校に入学されるお母さんの声です。子供が1年生になるのを機会に仕事に就きたいと考え、学童保育への入所申込みを行った。しかし、仕事に就いていないので入所できないと言われたとのことです。未就学までは子供を1人にできないが、小学生になれば、大きく成長して離れていくので、仕事に就きたいと考えておられます。

学童保育所への入所は、愛荘町保育の必要性の認定に関する規則の保育の必要性の基準を準用していると考えます。

その3条、保育の必要性の基準の1項1号に、1月において64時間以上労働する

ことを常態とすることとなっています。その基準は、1日4時間の就労で、1か月16日以上となります。パート労働として就労しても、シフトによっては昼からの労働を求められます。学童保育所への入所がかなってこそ、就職活動ができるのではないのでしょうか。

また、同3条1項6号では、求職活動を継続的に行っていることと記されています。求職活動を継続的に行っているとの判断は何かを答弁を求めます。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 辰己議員の御質問にお答えをいたします。

現在、愛荘町には6か所の学童保育所がございます。令和3年度当初の入所状況は、6か所合計で定員272人に対し231人の入所で、入所率は約85%となっております。

6か所のうち5か所の学童保育所は、受付から入所決定、運営の全般を指定管理者により行っていただいております。残る1か所につきましては、町と学童保育所で受付を行い、町が認定した後に運営を民間に委託しているところでございます。

また、学童保育所への入所は、議員御指摘のとおり、愛荘町保育の必要性の認定に関する規則第3条に定める保育の必要性の基準を準用しております。

同規則第3条第1項第1号では、1月における就労の時間数が64時間以上であることを規定しておりますが、同じ項の第6号において、求職活動を継続的に行っていることを規定しており、この場合においても入所が可能としております。

なお、既に定員を超過している場合は、同規則第3条の基準を満たしていても入所できない場合がございますが、こうしたケース等の場合であっても、学童保育所への入所を希望される方の声は丁寧にしっかりと聞き、指定管理者等とも連携を取りながら適切な入所事務を進めてまいります。

また、求職活動を継続的に行っている判断についてでございますが、愛荘町保育の必要性の認定に関する規則第3条第1項第6号では、求職活動を継続的に行っていることを規定していますが、その判断としましては、例えばハローワークでの継続的な求職活動が挙げられます。

具体的には、3か月の期間を設け、その期間内の求職活動に対し入所を認めているところでございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） まず、大事なところで、指定管理料は定員を要するに、数字的に言うと今、答弁であったように272人を定員として指定管理料を渡しているのかどうかを確認しておきます。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 指定管理料につきましては、まず定員を参考にさせていただいて設計をし、算出をしているものでございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ということは、定員がオーバーしない限り柔軟に対応できるということになると思います。当然、今、条例等で準用規定も含めて、そこを含めてやっていると思います。

1つ、言っておきます。先ほどの質問を出したところで、実際にこの声が出ていることを訴えます。今度、子供が小学校に入るのでパート先を探して働こうと思い、学童保育の説明会に参加したところ、働いていないと申込みの書類も受付さえしてくれないと言われました。保育園がいっぱいで入れないからと幼稚園に入れ、小学校になるからとやっとなら働こうと思い、学童に入れたいと思っていましたが、書類すら受け付けてもらえない。仕事先が決まっても、預けるところがなければ働けません。女性の社会進出とか言われますが、全く逆を行っていると思います。保育園に入れて働けて、そのまま学童に入れて、一方では、働きたいけど働けない人もたくさんいます。私の周りでも困っている人います。こんな声が寄せられています。これをどのように捉えるかです。だから、ハローワークに、確かにそれが1つですよ。

しかし、本当に今、皆さんも、この中には共働きして、先ほどの話ではないんですが、農地の賦課金、要するに経費をそういうなものを払っているわけでしょう。実際問題、共働きしなかったらやっていけなくなっている世帯が増えているんです。夫婦2人、4人家族の中で、どうしてこの将来、子供の将来を見据えて、それは、家族設計をつくっていくわけでしょう。働きたい、子離れがしてくる時期には働きたいと思うのは普通でしょう。十分そこを丁寧にどういう答弁をしていただきました。どのような答弁、どのような丁寧な対応をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 先ほどの答弁の中で、まず、愛荘町の6か所の

学童のうちの5か所につきましては、指定管理というようなところで、指定管理者が最初から最後までしていただいているというところで、残り1つにつきましては、町も含めてというようなところになります。

もちろん、そういったいろいろな皆様方の声を聞かさせていただいて、就労だけということではなくて、今の保育の必要性の認定に関する規則の第3条1項6号には、求職活動というようなところもございますので、求職活動をされているというようなところの部分が分かりましたら、そういった御相談にも乗らせていただきまして、基準をクリアしているということをございましたら、入所のほうもしていただけるというようなことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） まず、求職活動をしていただいていたらかとというのは、もっと非常に含みがあるんですよ。求職活動を本当に本気で考えておられるかどうかの判断をすべきでしょう。今、私、この保護者の方からじかにこれを読んだんです、皆さんに分かってもらおうと思って。働きたいんだけど、子供を預けられないからそのことが見つからないんだ。見つけても、もし預かってもらえなかったらどうしようという不安を抱えているんだという、この内容でしょう。丁寧な対応というのはそういうことでしょう。そこをしっかりと聞いてあげて、定員が未達なら相談にもっともって乗ってあげるべきでしょう。書類すら受け取ってもらえないと言っているんですよ。じゃ、どうしたらいいんです。家計を支えたい。子供の将来のことも考えたい。こうした若い御夫婦の世帯に対して、町長は、何でも町ができるもんじゃないと先に答弁されました。私はそんなことは求めてない。やれることはやれる。自己責任を伴って、負担も伴うんですよ。それが何でもという話なのかどうか。町長、違うでしょう。町民さんも自己責任を伴って、しかし、その受皿はお願いよと言っているんじゃないんですか、これ。この訴えすらまともに聞いてないじゃないですか。

1つの例を言いましょうか、具体的なところをもう1つ。今現在、学童に入っておられる子供さん。親が産休に入るからといって、その学童に入っていた子供さん、退所願ひますなんていうことを堂々と言っているんですよ。確かに、これは今、答弁の中に、1つの指定管理者は町も関わっていますという言い方をされました。5つの事業所については指定管理に委ねていると。あたかもそういう感じで私は今受け取ったんですが、こんな指定管理者に委ねていいんですか。この今の事実をどのように捉え

るのか。もう皆さんも対応しているから、知っているはずですから、答えられるでしょう。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 今の質問にお答えをさせていただきます。

産休の期間に関しましては、入所は引き続きしていただけるということでございますし、それを育児休業をするというところになりましたら、一旦おうちにいていただいているというようなところになりますので、一旦退所を頂かなければいけないというようなことになってございます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 答弁に答えていただきたい。そんな説明、求めてないんですよ。今の3条1項2号、妊娠中であるかまたは出産後間もないこと、ここ書いていますね。だから、育休とかそういうことじゃないでしょう。しかも、3号では疾病だったと思うんですよ。今の答弁聞いていると、その保護者が、説明が悪いようにも聞こえますよ。私が言ったのは、産休に入られる方が、なぜその子供さんが退所を命じられたんですか。そんな言動が起こったんですか。それは町としてどんな指導をしているんだということの話を私は聞いているんですよ。そんな説明を聞いているんじゃない。それが指定管理に対するあなた方行政の責任でしょう。だから、今のこの事実をどう捉えるんだということをそれに対して答弁を頂きたい。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 今、そういった事例が本当に事実でございましたら、その委託しているところの認識がもう少し駄目だというようになろうかと思えます。その辺を含めまして、もう一度、保育の必要性の認定に関する規則について、指定管理者のほうにも十分伝えていきたいなと思えます。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） そんなことがあった、そんなことがあったから今言っているんです、事由として。1つの事実は、申し込んでも受け付けてもらえないという事実。もう1つは、事実は、今学童に入れているんだけど、お母さんの状態で退所が命じられたという事実。事実ならという話は、事実だから言っているんですよ。把握してないということ。どんな指定管理と協議しているの。どんな学習会をしてるの。どんな指導をしてるの。それを答えてください。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 指定管理者とのやり取りにおきましては、月に1度は顔を合わせたところでの話もしております。そういったところの部分に関して、再度しっかりとしてまいりたいと思います。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。続けます。

結果として、全体の2つの質問項目を出しました。町長は、1つの項目では市場原理とその自己責任を明らかにされました。2つ目の質問では、そうした流れの中で、本当に行政としての責任、どうあるべきか。私は改めて、この質問を通して問うてるところつもりです。

ですから今、市場経済の流れの中で、指定管理が当たり前のようになってきました。その結果、いろんな問題を起こし得る状況にあります。要するに、住民と指定管理者との間、そして、それを指定管理者をまたいで、行政と住民との関係、こうした関連性が本当に非常に注意をしていなければ、また、職員の皆さんが本当に一歩前へ勉強をしていなければ、こうした問題に対して対処できないし、指定管理に助言もできないということになってきます。

改めて確認をしておきます。丁寧な対応をするというふうに言っているわけですから、その求職活動のところをどのように見るか。3か月と言っているんやけども、入所させたい、応募した。じゃ、応募するまでの3か月が証明があるというふうにも解せるわけですから、その求職活動というところをどのように丁寧に捉え、丁寧に対応されるのか。このことを聞いておきたいと思います。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 今ほどの御質問でございますが、まず、求職活動をしていただくにおきましては、ハローワークを御利用いただくというのが多いのかなと思います。例えば、この部分につきましても、保育所のところの部分で準用しておりますが、そういった活動を始めていただいたときから3か月というようなところでございますので、そういったところを、また住民の方にも十分説明をさせていただきながら、できる限り学童保育所のほうに入所いただけるようにしていただければと思います。

以上です。

○議長（村田 定君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 本当に寄り添っていただきたいと思うし、本当に今、愛荘町に住みやすい、子育てしやすい町という評判は事実ありますし、しかも、そういう思いで新しい住宅を求めて移住されてきている若い世帯の方が多いわけです。これは事実、東近江の方から、愛荘町に対する評価を聞いているわけです。

しかし、本当に大事なところで、行政が、当然、未就学児までは共働きはできにくいということで我慢して、夫だけの給料で努力すると。早く入学をする年になることを待って、今度は本格的に家族を、生計を支えていきたいということで共働きを目指すということは、もう誰もが、皆さんも同じだと思うんで。だからこそ、本当に丁寧な対応、単なる書類で受け付けてもらえないなんて。答弁どおりやってください、本当に。丁寧にしっかりと聞き取るんでしょ。書類審査でもう駄目ですなんていうことをやるんですか。

福祉監、どうしても相対的に、全体的に何か答弁ができるんだっいたらしていただいたらいいし、無理無理は求めませんが。町長に聞きます。こういうやり取りを聞いていて、町長自身は本当にどうあるべきだというふうに思われたのかなというところを聞かさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 御意見として今ほど頂きましたので、様々に考えを巡らせてまいりたいというふうに存じます。

ただ、それぞれの部局の皆も本当に頑張ってくれている。先ほど、辰己議員も愛荘町というのは子育てに向けて大変優しいという、よい町だという御評価も御紹介も頂きましたので、それぞれ個別の事案ということに関しては、ちょっといろいろな要素、側面ということが恐らくあるでしょうから、今ほど頂きました1点を捉えて、なかなか行政が寄り添ってないということをおっしゃっていただくと、それも多分本意でいらっしゃらないと思いますけど、担当課、それぞれの関係の方々が御努力を頂いているということも他としてございますので、今ほどは1つの事象としてのケースを御披瀝いただきました。そのことも、確認を取れる部分、あるかと思しますので、踏まえながら、引き続き寄り添った対応ということを進めてまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 以上で13番、辰己 保君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩します。2時25分から再開します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時25分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 河村善一君

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一です。一般質問を行います。2つの項目について質問していきたいと思えます。

まず初めに、12月定例会の一般会計補正予算で決まった3つの給付金の支給についてお尋ねいたします。

令和3年12月定例会では、一般会計補正予算（第7号）と第8号で3つの給付金が提案されました。12月3日には、一般会計補正予算（第7号）で子育て世帯臨時特別給付金（新型コロナ対策）として4億3,100万円が上程され、可決しております。また、12月17日の最終日には、一般会計補正予算（第8号）で住民税非課税世帯等臨時特別給付金（新型コロナ対策）2億1,000万、妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金（子育て応援加算・コロナ対策）180万円が上程され、可決しました。これらの給付金の支給についてお尋ねいたします。

1番目、子育て世帯特別給付金の支給についてであります。対象の児童が、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子供で、給付額は対象児童1人当たり10万円相当。手続方法は、児童手当の受給対象者は原則申請は不要。ただし、令和3年9月以降に生まれた新生児及び16歳から18歳の高校生世帯は申請となる見込み。支給時期は、児童手当の受給対象者は年内をめどに支給する。申請が必要な方は、年度内に臨時支給するとあるが、スムーズに行われているのか、また、行われようとしているのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 河村議員の御質問にお答えをいたします。

子育て世帯臨時特例給付金の支給についてでございますが、対象児童、給付額、手続方法、支給時期は議員が述べられたとおりでございます。3月4日現在での支給状況について御報告させていただきます。

対象者4,245人に対し、4,103人に4億1,030万円の支給を済ませております。進捗率は96.7%となります。支払いについては、当初予定どおり児童手当受給対象者には年内給付を行い、その後申請のあった方には順次支払いをしているところでございます。町の事務や支給についてはスムーズに進んでいると認識しております。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） このことについてちょっとお尋ねいたします。

当初、12月末、保護者の方とか、その世帯の方にお尋ねしたところ、当初、12月末までに5万円を支給するという通知が行って、その後何も通知ないまま10万円が支給された。それは確かに、12月末までに支給されているというように聞いておりました。また、並びに、公務員の方に対しては、12月末までに支給されていないように聞いておったんですが、これはどのようなことになっておったのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

当初、河村議員がおっしゃっていただいたとおり、当初、5万円の現金、また商品券といういろいろな話がありました。途中から10万円で、一括でもいいよというようなところになりまして、当初5万円の通知をさせていただいて、国からのQ&Aで、5万円の通知をしておればそれで大丈夫であるというようなところだったので、その一度の通知のみで、年内に10万円を支給させていただいたところでございます。また、公務員につきましては、申請が必要な方であるところから、申請があつてからということで、年内ではなく1月超えてからの支給でございます。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 支給されたのはいいんですが、結局、私聞いた方は、1月20日に申請して2月25日に振り込まれたというようなところを聞いております。この手続であるわけですが、このまだ残されている方に対してはどのように考えておられるのかちょっとお尋ねしておきます。

○議長（村田 定君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（北川三津夫君） 現在の最新でございますが、まだ申請されていない方については、10名そこそこというところの今日現在の数字でございます。その方について、再度御案内を本日させていただいたところでございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 続いて、2つ目、住民税非課税世帯等特別臨時給付金の支給についてですが、対象は1、住民税非課税世帯、2、家計急変世帯。基準日は令和3年12月10日。給付額は世帯当たり10万円の現金給付。手続はプッシュ型と申請書提出型。支給時期は、プッシュ型は確認後、随時指定口座へ振込。申請型、提出型は申請書御指定口座へ振り込むとありまして、3月2日、このことについて住民の方よりお尋ねの電話を頂戴いたしました。申請書を出したが、まだ振り込まれていない。他の人でもらったとおっしゃっておられるのだが、どうなっているのでしょうかとの問合せでありました。

私はその旨を福祉課に連絡した後、個人情報のこともありますので、本人に電話していただき、3月10日前後に振り込まれるとの御日時を頂戴したところであります。全体的にスムーズに行われているのか、また、今後行われようとしているのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、議員御紹介のようにプッシュ型と申請型がございます。

プッシュ型の非課税世帯で対象と思われる世帯へは、1月31日に支給要件確認書を送付し、翌日の2月1日から随時受付を行っています。

家計急変などの申請につきましては、2月15日から相談受付を行い、対象となる世帯へは申請書をお渡しし、必要書類を添えて申請いただいております。

振込口座の変更や代理人申請もありますので、給付金の支給は提出された支給要件確認書や申請書の内容を確認し、おおむね3週間から4週間で御指定いただいた口座への振込を行っております。

3月15日現在の状況を報告させていただきます。確認書の申請書送付者1,547世帯に対し、1,260世帯の受付で81.45%の提出率です。また、給付状況につきましても、受付に対し1,153世帯に既に振り込んでおり、91.5%完了してお

ります。

今後は、未提出者宛てにお知らせをさせていただきます。

また、システム導入後にも状況に応じ、適宜システム改修が必要であることもありましたが、2月22日から支給を開始することもでき、現在、苦情を頂くこともなく順調に事務を進められているものと認識しております。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） この支給においても、お電話していただいた方はお一人のお年寄りの方というか、その方の息子さんから電話を頂いて、そのお年寄りの方、御老人の方が家でこんなことをおっしゃっているがどうなのかということで、直接電話頂いての確認だと。やはりなかなか、申請したけれども不安に思っておられる方もおられると僕は思いますので、できるだけ早く支給するというような、あるいは通知するなりして、申請を受け付けて支給するようにしていただきたいと思ひますし、残された方についてはしっかりとフォローしていただきたいと思ひますが、再度答弁を求めておきたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 申請書を一旦提出いただきまして、その中で申請内容の不備とか、また添付書類の不足という部分で、現在86件の件数で、一旦お返しいただきまして訂正いただく等、訂正内容等をしっかり分かるようにして申請いただくようにしまして、そのうちもう既に70世帯のほうは返送いただきまして、給付のほうをしております。残りの16件につきましても、誰に返送したかという記録はしっかり残しておりますので、その点につきましても、今後、まだその修正がしておりませんのでということで、対応をしっかりとまいりますので、よろしくお願ひします。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） その件はしっかりとお願ひしたいと思ひます。

3点目の妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の支給についてであります。令和3年12月11日の全員協議会の説明では、目的としては、コロナ禍における妊婦とお腹の赤ちゃんに与える影響を考慮し、令和3年度に出産した新生児を育てる家庭の経済的な支援を目的とし、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業、子育て応援金の給付を行うものとして、給付対象は令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に出生した

新生児で、その出生により、愛荘町の住民基本台帳に記録されている者。寄付額は新生児1人につき1万円の現金給付。支払い方法は、子育て世帯等臨時特別支援事業の振込指定口座へプッシュ型で振り込むとありました。

このことについて、1月下旬から2月上旬にかけて住民の方に議会報告として説明させていただいたところ、2月12日の夜でしたけれども、ある住民の方から、赤ちゃん応援給付金の話は聞いたが、昨年7月に赤ちゃんを産んだが1万円をもらっていないとの連絡を頂きました。

当初の話では、10万円の給付金と同時に送金すると言われていたのではないのでしょうか。何で遅くなったのか、その説明を聞きたいのと、現在どのように進められているのかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申し上げます。

妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業（子育て給付金）につきましては、令和3年4月1日から12月末日までにお生まれになられた新生児の保護者の方へ、お子様1人につき1万円の児童手当口座振込方式というプッシュ型で給付し、令和4年1月1日から3月末日までにお生まれになられた新生児の保護者の方へは、愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業（子育て応援金）給付金給付申請兼請求書を御提出していただいた指定口座振込方式で支給するものでございます。

現在、令和3年4月1日から12月末日までにお生まれになられた新生児の保護者の方、117名に、既に3月10日に支給させていただいております。

また、3月22日には、令和4年1月生まれの新生児の保護者並びに振込先変更希望の保護者の方、11名に対して支給ができるよう事務を進めておるところでございます。

議員御指摘の、子育て世帯臨時特別給付金との同時送金につきましては、国の子育て世帯への臨時特例給付金に町単独で上乗せをするという答弁から、同時に振り込まれるものと御認識があったものかと存じますけれども、子育て応援金は、愛荘町として独自に妊婦とお腹の赤ちゃんのための応援事業として実施しているものであるため、別途支給をするという形を取らせていただいたことに対し、御理解いただきたいと存じ上げます。

また、支給日が3月になった理由につきましては、子育て世帯臨時特別給付金振込

後に、対象者に児童手当振込口座に支給をしてもよいかという確認作業を行っていたものであり、こちらについても御理解いただきたいと存じ上げます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） これが、確認いたしましたところ、3月10日に振り込まれているということは確認いたしました。僕、1か月早いと、何もこんな質問することもなかったんですが、やはり、僕が説明して、12月議会で決まっていて、まだ2月12日ももらってないということになると、どうなっているのかなというように考えました。

中日新聞のこれ、新聞社が報道している中で、12月18日の新聞に、10万円の一括給付を決めた愛荘町議会は、最終日の17日、給付金に加えて新生児1人1万円を上乗せする妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業の関連予算も可決した。本年度に生まれた新生児が対象。10万円給付と同時に振り込むと書いて新聞に書いてあるわけです。だから、そのことも踏まえて、皆さんもらわれますよということもあつたし、これをスムーズに、だから支給される、あるいは10万円と一緒に振り込まれたほうが、振込手数料どうなのか分かりませんが、一緒に振り込まれたほうがよかったのではないかなというように思うわけです。

僕は、いろいろ事務的な手続上遅れたのか分かりませんが、もっとやっぱりスムーズに、皆さん待たれていることなんだし、また喜んでいただくことをやろうとしているときに、もう早く支給したほうが皆さん喜んでいただけるのではないかなと考えておりますし、そのことについてもう1回、なぜ遅れたかをお聞きしたいと思います。

○議長（村田 定君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） お答え申し上げます。

児童手当振込口座につきましては、児童手当振込に係る口座ということで登録のほうをさせていただいております。その講座に、健康推進課のほうから妊婦とお腹の赤ちゃん応援基金ということで振込をさせていただくということにつきましては、本人様、あるいは御家族の同意なしにはできませんので、その事務のことで1か月遅れたということで御理解いただきたいと存じます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） このことで町長にちょっとお尋ねをいたします。

町長の思い入れで、12月議会で1万円ということもお決めいただいたと思うので、これはやはり、なぜこう1か月も遅れてしまったのかなど。もっと早く支給することもできたのではないかなというように思うんですが、町長はどのように御感想を持たれるかお尋ねしたいと思います。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど担当課から御答弁を申し上げているとおりでございます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） それでは、次に進みます。愛荘町の障害児福祉を考えるとこの点についてお尋ねいたします。

誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会をつくるために、滋賀県では、令和元年10月に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を全面施行され、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指し、ソーシャルインクルージョン（社会包摂）と障害の社会モデルの考え方に基づいた取組を進めています。

しかしながら、現状はいまだ障害のある人へにとって必ずしも暮らしやすい地域社会とは言えない状況にあります。障害のあるなしによってできること、できないことが存在する状況もあります。

そうした中で、今回策定された滋賀県障害者プラン2021は、条例施行後、初めての障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画となります。

新たな県プランでは、条例の趣旨を踏まえ、基本理念を「みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く」としています。また、全ての施策・取組の基盤に「共生社会づくり」を位置づけ、障害による差別をなくすための障害理解や心のバリアフリーを進めるとともに、障害のある人自身が主体となって地域で生活していくための意思決定支援の充実などに取り組むこととしています。その上で「ともに暮らす」、「ともに育ち・学ぶ」、「ともに働く」、「ともに活動する」という4つの領域を上位項目に置き、領域ごとに県が進める施策分野に沿った項目を設定しています。

言うまでもなく、共生社会の実現のためには、国、県、市町の施策やサービスに任せるだけでなく、地元で暮らす誰もが相互理解を深め、障害や世代を超えた人と人の

つながりを大切して活動を広げることが必要となってきました。

1つ目ですが、以上のことを踏まえて、愛荘町内に住む障害のある当事者の方々とその家族の皆さんが気軽に集えて、これからの将来について「愛荘町でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」を目指して、語り合える愛荘町障害児者親の会（仮称）の設置に向けた組織づくりを計画されています。町としても計画推進を見守り、共に愛荘町の障害者福祉を考えていってほしいと考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 福祉をはじめ、町の様々な分野において、住民の皆さんが自ら将来について語り合い、これを解決していこうという取組をされることにつきましては大変心強く感じる場所であり、町行政としても、これらの活動に心を寄せ、御協力させていただける点、サポートさせていただきたいと考えております。

福祉の分野において、現在町では住民や地域、事業者、社会福祉協議会等と連携した仕組みづくりとして、認知症キャラバン・メイトや生活・介護支援サポーターの育成に取り組み、住民主体の福祉のまちづくりを目指しているところですが、今回設立されます（仮称）愛荘町障害児者親の会様の活動にも大きな期待を抱かせていただくところです。将来的には、みんなが支え、支えられる愛荘町の地域共生社会の実現に向けて、大きな役割を担っていただけるものと御期待しております。

今後も障がいのある方、そしてその御家族が安心して住めるまちづくりを着実に前進させてまいりたいと存じますので、河村議員におかれましては、引き続きの御先導、また御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 再質問ですけれども、第4次愛荘町地域福祉計画、令和2年から6年度の第5章、計画の推進体制の中では、町民を中心とした協働による計画の推進というところがあります。そこの中には、本計画の主役は町民自身です。町民を中心とし、事業者、関係団体等が主体的、積極的に役割を果たし、相互に連携協働することにより、地域全体で計画を推進できるように取り組まないとあります。障害者も当然町民です。手作りで顔の見える計画の策定と推進をお願いしたいと思いますが、このことについて答弁を求めておきたいと思っております。

第2点があります。近年、老人福祉あるいは障害福祉の事業は利益を追求した巨大

な福祉ビジネス産業化しつつあります。新規企業、インターネット掲載広告が数多く見られます。いろいろな意味でサービスが言われますけれども、サービスとともにお金も要求されているというところがございます。個々の障害者のニーズに合った、提供されるサービス、質の向上を求めていきたいと考えておりますし、そういうところにも、やはり障害者自身が目を光らして考えていかなければならないのではないかと考えておりますが、このことについても答弁を求めていきたいと思いますが、お考えを聞きたいと思います。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） ただいまの件にお答えさせていただきます。

まず、1点目、第4期愛荘町地域福祉計画の推進体制の部分でございます。議員おっしゃられますように、この地域福祉計画につきましては、愛荘町の全ての方を対象に地域福祉を進めていくという計画でございます。議員もおっしゃっていただきましたように、障害のお持ちの方も、また高齢者の方も、子供さんも、自分たちができることで、まずは地域福祉に貢献いただきながら、福祉向上の町を目指していくものでございますので、みんなと共につくり上げていく愛荘町としていきたいと考えております。

続きまして、2点目、高齢者福祉、介護保険事業も、また障害者の福祉の事業につきましても、今議員おっしゃられましたように、ビジネスというか、福祉のサービスをビジネス化している面もございます。その部分につきましては、福祉をビジネスとしながらも、そのビジネスで対応する部分の人材というか雇用、そういうものは、1つの社会で必要であるという中で進められてきているものでございます。

また、そのほかに、その福祉の決まったところの中で、なかなか手の届かないところ、高齢者の方も、また障害のお持ちの方も、地域で暮らしておられる、日常生活しておられる中での、共に暮らしていく中の暮らしにくさの部分は、お互い助け合いながらという部分も、この両方を進めていくのが当課の福祉の施策であると考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の点についてお尋ねします。

第2点ですが、愛荘町障がい者福祉施策推進会議が2月24日の午後1時半から計画されておりました。会議の議題は、愛荘町障害者計画（第4次）及び障害福祉計画（第

6期)・障害児福祉計画(第2期)についてと、障害者福祉計画等の進捗状況の点検、評価についてであります。非常に興味があり、保護者の方々及び福祉施策に興味を持っておられる方数名で傍聴する予定であり、福祉課には会議開催の案内を頂戴し、その旨を伝えていました。

しかし、上記の会議は延期されることになっていました。それを知ったのが、当日の午前10時頃で、電話をして初めて知ったのであります。慌てて参加予定の方々に延期となった旨を伝えて、会議会場に来ていただくことはありませんでした。何ゆえ配慮できなかったのか、傍聴者が直接来られたらどのように対応したのかお尋ねしたいし、住民の方と一緒に福祉計画をつくり上げていく姿勢が見られないのではないかと感じているところで、猛省していただきたいと思いますが、そのことについての答弁を求めたいと思います。

○議長(村田 定君) 福祉課長。

○福祉課長(田中孝幸君) お答え申し上げます。

会議延期の経過について、まず御説明させていただきます。愛荘町障がい福祉施策推進会議委員の皆様には、2月14日付で、新型コロナウイルス感染症拡大のため、委員の意向を受けて会議延期の通知をさせていただきました。

委員の多くは、障害福祉サービス事業所へ勤務されている方であり、毎日のように、陽性者や濃厚接触者が発生した旨の報告があり、感染予防を第一に、閉鎖や縮小して運営されていた時期でもあります。

そうした中で、会議の開催については、コロナウイルスの感染状況も鑑みながら正式な日程を周知する予定でありましたので、町のホームページへの掲載を控えさせていただいていたとろです。

最終的には、苦渋の決断ではありましたが、会議の延期を決定させていただき、町ホームページでは2月16日に周知をしたものでございます。

このたびの会議開催延期につきましては、傍聴を予定しておられた方への周知について、配慮が欠けていたものと認識しております。

計画というものは、議員言われますとおり、住民の皆様と一緒に作り、進めていくものだと考えておりますので、今後も委員の皆様、住民の皆様と一緒に考え、取り組んでいくという姿勢を大切にしていきたいと思います。

○議長(村田 定君) 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に進みます。

愛荘町のホームページの新着情報・お知らせ欄には、2月16日に会議開催延期のお知らせ（愛荘町障がい者福祉施策推進会議）のタイトルで、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、延期させていただくことになりました。新たな日程が決まり次第お知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、今後の感染状況によりまして、書面会議とさせていただくこともありますと掲載されていました。

ここにある会議の延期であるならば、再度傍聴できますが、書面会議となると傍聴ができなくなります。もし、書面会議をされるならば、コロナ対策をしっかりと取った上で、傍聴者に対する説明会を設けてもらいたいと思いますが、どう考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

会議の開催につきましては、町内各事業所等の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、委員の皆様にご意見を頂戴したところ、できればZoom、また書面での会議という御意見を大半の委員から頂戴いたしましたので、今年度は書面での会議とさせていただきます。

委員の多くは当事者や御家族、福祉事業所関係の方々で、事業所によってはできるだけ外部との接触を避けるようにと指示をされておられます。

また、重症化リスクの大きい方が、多く通所や入所をしておられます各事業所では、日々、感染対策に細心の注意を払っておられます。こうした事業所でクラスター等が起きてしまうことのないよう、利用者さん等の命と健康を守るため、やむなく書面会議での開催としたことについて、御理解いただきたいと存じます。

なお、会議資料等につきましては、書面会議の形での開催の後、公開をさせていただく予定でありますので、感想や御意見がございましたら、福祉課までお寄せいただけたらと思います。頂戴しました御意見は、福祉施策に反映させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） このことについて、再質問します。

先ほどの第4次愛荘町地域福祉計画の第5章の3の中では、計画の点検、評価とい

うことで、本計画を施策実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に施策事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。そのため、毎年度、計画の進捗状況について愛荘町地域支援会議に報告し、施策事業の評価、見直し改善についての検討を行い、次年度以降の施策事業の実施に生かしていきますと書いてあります。書面議決でされていくということですが、しっかりとした意見、また、保護者のほうにも示していただいて、それを読ませていただいた上で、意見を述べていきたいと考えておりますので、しっかりとした資料提供を頂きたいと思っておりますので、また、そのことについては担当課に聞きに行く場合もあるかもわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、そのことについての答弁を求めておきたいと思ひます。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） ただいまの件にお答ひさせていただきます。

今まで、会議といひますと皆様のほうにお集まりいただき、会議をして、その皆様の御意見のもと、また、新たな自分の考え等をおっしゃっていただけるような形で、いろいろな様々な方向から計画の中身等をお話しいただいておりますが、先ほども申しましたように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、書面ということで、なかなか慣れない書面のほうの会議を今回、しておりますが、その部分につきましては、しっかりと、今議員おっしゃられますように意見の中身を取りまとめて、そしてまたその部分を委員の皆様、また、住民の皆様にしかりお伝えして、その中でまた新たな御意見を承れる体制づくりで取り組んでまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に進みます。

4番目の質問になります。上記の記事は、ホームページのトピックス欄にはなく、その下の新着状況・お知らせ欄に載っていました。担当課に行って、町の職員に、進捗情報欄を見るまではわかりませんでした。

進捗状況お知らせ欄は、ホームページの下にあって大変見にくいというか、この欄の改善を求めたいと思ひますが、ホームページを担当している課の課長に返事を求めておきたいと思ひます。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） ホームページに関する御質問ということで、お答えをさせていただきます。

いまだ終息が見通せない昨今のコロナ禍におきまして、楽観的なもの、また悲観的なものなど様々な情報が飛び交う中、住民の皆様が不安や疑問を抱かれることがないよう、新型コロナウイルスに関する正しい情報を的確かつ迅速に情報発信することがより一層求められていると認識をしております。

そのためには、感染防止対策やワクチン接種に関する情報、また各種支援情報等を整理、一元化し、従来発信してきたその他の行政情報との差別化を図っていくことが肝要かというふうに考えております。

議員の御指摘も踏まえまして、住民の皆様に関連していただきやすいサイトの構築に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 行政の方というか、報告を聞くと、ホームページに掲載しましたということをいつもおっしゃって、ホームページが今みたいな形で載せたら、みんな周知されているということに映るのか分かりませんが、非常に見にくい、下まで行かないと。その画面の中に載ってればそこをクリックしたらいいけど、ずっと下にスライドしてしか見ることはできない。1つ、それを指摘しておきたいと思っておりますので、これはもうぜひ改善をしていただきたい。

それから、この話をしておったときに、メニュー画面がありますよね。ある程度これは暮らしの手引き、健康福祉とかいろいろメニュー画面があります。そのメニュー画面の更新日というのが2020年の1月24日とか、健康福祉のこの最初の画面は2019年の12月25日とかになっているわけです。そこの画面が変わらないから、そこは変わらないのか分かりませんが、中身は変えられているわけだから、その更新日が、何か古い更新日になってしまっている。上書きされていかない。だから、情報がこれが正しいのだろうか、どうなんかって不安も僕は持つと思うので、確認した日付、言わば年度に一度は4月1日付で確認しましたよという上書き、どうも日付をやっぱり記入すべきじゃないかなと。画面が変わらないところはもうずっと何年前、3年も4年前の情報になっているのが現状なんです。だから、インターネットの世界というのはもう日々更新されているので、そこはぜひ更新してもらいたいと思っておりますが、それは聞かれていると思うので、そこをどのように改善するかを返事を求めています。

おきたいと思います。

○議長（村田 定君） みらい創生課長。

○みらい創生課長（西川傳和君） ホームページの表記につきましては、前の日付であつたりとかそういった部分が表記されているということに関しましては、再度、現状のほう確認をいたしたいというふうに考えております。また、ホームページの内容に関しましても、随時チェックのほうはかけておる状況でございますけれども、御指摘のとおり、期限が過ぎたものであつたりとか古い記事に関しては素早く更新するよ
うな形で進めたいというふうに思っております。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に進みます。

5点目です。新型コロナ禍、オミクロン株の蔓延で子供たちの生活様式が変わって
きています。養護学校の小学6年生の保護者の方から、LINEで1月の休校以来、
養護学校、1月下旬に休校しておりましたが、不登校になってしまいました。2月は
5日ほどしか学校に行けていません。毎朝闘いです。学校に着いたとしても、1時間
車から降りられず、私は隠れて子供が降りるのを待ちます。今日もまだ家から出られ
ずにいます。どうにか学校へ行けるよう、諦めずに頑張りますと、率直な御様子を御
連絡いただきました。

コロナウイルス感染症にかかるだけでなく、生活様式、形態が変わってしまい、社
会全体が困惑している状況と見受けられます。

これは1例で、多くの生徒が直面していると思いますが、児童、保護者に対し、そ
れを生き抜く力と激励の言葉を教育長に求めたいと思います。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

欠席日数が年間30日を超えますと不登校であり、1か月のうち7日以上欠席のあ
る児童生徒が不登校傾向にあると認識しております。当該児童生徒の苦しみはもちろ
んのこと、御家族のつらい思いは想像以上のものがあるのではないかと、常日頃から
考えております。学校現場も同じような思いであると感じております。

今年度の本町の現状としましては、1か月に7日以上欠席がある小学生は、小学
校のほうは11月から、中学校では9月から増えてきました。2月の7日以上欠席は
小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ、高い数値でありました。そうした

欠席には、それぞれに違った要因があり、それぞれの子供に応じた支援が必要です。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え、対応しております。

特に、今年度から配備されました1人1台端末を使った学習支援が進んでまいりました。教室と家庭をZoomでつなぎ、自宅から授業を受けることができるようになりました。端末を通してですが、教室の様子を知ることができ、後ろ姿だけど少し振りに皆の姿が見られてよかったと感想を伝えてくれた子がいたと聞いております。

そうしたことから、少しでも子供たちが安心して授業に参加できるように、これまで培ってまいりました教育指導方法と、新しくICTを活用した教育指導方法とのハイブリッドで学びを保障してまいりたいと考えております。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 紹介したこの方は養護学校へ通われていたんですが、それまでは愛知川岸舎前でバスに乗られていて、結局この学校がコロナのことで1週間休みになったことによって生活リズムが変わってしまって、もう学校へ行ってはいけないんだということになってしまって、今現状は、奥さんが学校まで送って、それでそこでなかなか降りられない。学校行っても、1時間、あるいは30分から1時間おれたらいいほうで、また、迎えに行く時間もあると、もう1日学校で待っておられるというのが現状な状況であります。

お話を聞きながら、それを乗り越えていく町民、我々自身も支援していきたいと思えますし、寄り添っていきたいと考えております。その方が、先日、オンラインで結局福祉の方と相談したり、ケアマネの方とか相談しながら、いろいろ対策を練って、考えていかれているようなことのでございますので、今後見ていきたいと思えますが、そういう困っておられる方、一人一人に寄り添っていただきながら、進めていただきたいと、こう考えております。一人一人個別に違うと僕は思うので、同じように当たることはできないと思えますけれども、養護学校だけじゃなくて、各支援学校、卒業時期にも当たっておりますけれども、それぞれ個別に対応していただきたいと思えますが、今の学校の様子と、個別対応のことについてのコメントを求めておきたいと思えます。

○議長（村田 定君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、今般のコロナ禍におきましては、子供たち自身も、例えば対面したとしましても、マスク越しの触れ合いとかコミュニケーションというようなこともございます。そして、いろんな行事等も制限され、なかなか発散する場所もないというふうなことで、非常にストレスも感じているというふうなことから、どういうことがきっかけで不登校傾向になるかというのはそれぞれ違いますけれども、そのリスクはどの子供にもあるはずではないかというふうに考えております。

したがって、そうした子供たちの細かなSOSの芽をやはり教員のほうからいち早く察知するということと、それから、個別に、その保護者も含めて相談しやすい居場所、あるいは体制、そして、その対応する人、そうしたものをしっかり準備しておくということが必要ではないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、どの子もそのようなことに陥る可能性があるということを再度現場の中で先生方にも共有していただいて、より一層、チームで対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 最後の質問、6点目になります。

障害のあるなしに関わらず、家族の誰かがコロナに感染し、介護を要する高齢者、児童のいる家庭や、働きに行くことができなかつた独り親家庭に対して緊急非常事態における福祉サービス利用の実態、支援体制を愛荘町としてどのように把握し、対応しているのか。中心となり、担当している課の課長に返事を求めたいと思います。

○議長（村田 定君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えいたします。

福祉サービス利用等の実態については、ケアマネジャー、計画相談員、各サービス提供事業者、各行政機関、各教育機関と連絡を密にして情報の把握に努めております。

まず、介護を必要とする高齢者の家族がコロナウイルスに感染した場合については、ケアマネジャーのサービス調整のもと、短期入所や訪問系のサービスを利用させていただいております。

次に、独り親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっております。また、

町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応をしております。

障害児者に対しては、滋賀県障害者自立支援協議会への委託事業の中で、必要なサービス提供のための支援者や生活の場等の調整を頂いております。

新型コロナウイルスへの感染により通常の支援の提供が困難な状況になった場合には、各関係機関の協力のもと、対象者やその家族が安心して過ごせる環境を整えております。

引き続き、相談しやすい体制の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（村田 定君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 独り親家庭だけではなく、いろいろ障害を持ち、あるいは困っておられる家庭、いろいろな面において今後も相談に乗っていただき、やはりお話を聞かせていただくだけで気が楽になったということをおっしゃっていただく場合が多いので、やはりできるだけ町にも相談に行きやすい雰囲気づくりというんですか、相談しやすいような福祉課であってほしいし、それぞれの課であってほしいなど、こう考えております。これからまだまだ大変な状況が続きますけれども、よろしくお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村田 定君） 以上で、10番、河村善一君の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） 暫時休憩いたします。アクリル板を移動します。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時21分

○議長（村田 定君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 竹中秀夫君

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中秀夫です。一般質問を行います。一問一答でよろしくお願いをいたします。

令和4年度当初予算について、町長に一問一答で質問をさせていただきます。予算や財政に詳しくない町民の方にも分かりやすい、かつ端的な答弁を求めます。

国の経済については、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが予測をされております。ただし、感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向により、下振れリスクには十分注意する必要があります。また、金融市場の変動等の影響を注視する必要があります。

令和4年度当初予算案が本定例会に上程されました。町長2期目の当初予算案であります。予算には、1、予算の内容に関する予算主義の原則。2、予算の形式に関する単一予算審議の原則。3といたしましては、同じく予算統一の原則。4、予算の準備に関する予算事前決議の原則。5、予算の執行に関する会計年度独立の原則。6、予算過程に関する予算公開の原則の6つの原則があります。

一般会計当初予算案は、総額110億9,400万、前年度より11億増額で、前年比では11.3%の増となっております。愛荘町にとって最大規模の予算であります。財政の基本は、収支を整える、つまり歳入と歳出のバランスを図ることでしょうから、歳出に見合った歳入が確保できなかつたらこの後がしのばれます。いまだに新型コロナウイルスの感染終息は見通せない厳しい状況が続いております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町民の生活や、地域経済等の影響による歳入減、並びに歳出の増加が見込まれ、町政運営は今以上に創意工夫や連携協力が必要となり、一つ一つの判断が少しでもミスのないよう、確かな選択による行政運営が必要となると思います。

そこで、1点目といたしまして、まず、新年度予算案について、令和4年度における重点施策の考え方についてをお伺いいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和4年度は、第2次愛荘町総合計画、前期基本計画の最終年であり、総合計画に掲げるめざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つのプロジェクトの推進に必要な施策に対し、重点的に予算を配分しました。

具体的には、未来を担う人材の育成に向け、子供たちが基礎的な学力を身につけ、自らの目標に向かって将来を切り開いていける力を養うための教育環境の充実、GIGAスクール構想のもと、タブレット端末などを活用したICT教育を推進するとと

もに、安心して子供を生み育てることができるよう、子供、子育て家庭を社会全体で支援する施策を推進します。

また、健康寿命の延伸のため、健康で自立、自活した生き方に意識を向けた取組を推進します。

安心、安全なまちづくりの実現に向けては、計画的な道路整備を進めるとともに、管理不全な空き家等の適正管理をはじめ、移住施策等と連携した空き家、空き店舗対策を促進し、居心地がよく歩きたくなるまちづくりの具現化に向けた取組を推進します。

また、ICT等様々な情報媒体や愛荘町ふるさと大使を効果的に活用し、愛荘町の魅力を町内外に発信する施策を行います。また、自主財源を確保するため、返礼品や寄付目的等に創意工夫をこらし、ふるさと納税額のアップにつながる取組を行うとともに、町のPRにもつなげていきます。

さらには、地域生活において自治会組織の果たす大きな役割に鑑み、近隣住民が顔を合わせて言葉を交わせる地域の構築や活性化に向けた施策を推進してまいります。

以上が、重点施策の考え方でございます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。コロナ禍の影響による歳出の増加はもとより、税収入や、高齢化社会を迎えていく中で、高齢医療費の増加、公共施設、そのほか、施設、公共インフラの老朽化を伴う維持管理費の増加が見込まれるなど、厳しい状況下であります。

2点目として、当初予算において、町としてのコロナ禍にどのように対応しようとしているのかお伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、ウィズコロナ禍での社会経済活動の再開に向けた対応を引き続き図るなど、我が町の実情に応じた効果的、効率的できめ細やかな施策を国の補正予算等を活用しながら、令和4年度補正予算として対応すべく準備をいたしております。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 財政健全化につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的に指標で明らかにする地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4

月に全面施行され、この法律に定められた健全化判断比率は、4つの財政指標として毎年度の公表が義務づけられております。

そこで、3点目、令和4年度の4つの財政指標についての考え方についてお伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 財政の健全化を示す健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が用いられており、この4つの指標についてお答えします。

4つの健全化判断比率は、決算の数値を用いて算定しておりますので、最新のものは令和2年度決算に基づく数値となります。

令和2年度決算に基づく指標では、いずれの指標も早期健全化基準いわゆるイエローカードに達していないため、健全であります。

これらの指標を予算の段階で算定することは困難ですが、令和4年度予算では、各種建設事業の実施による地方債の借入額が償還額を上回る見込みであるため、地方債残高の増加により、4つの指標のうち将来負担比率の上昇が見込まれます。

しかしながら、この将来負担比率をはじめとするいずれの指標も、早期健全化基準、いわゆるイエローカードに達することはないものと見込んでおり、引き続き健全な財政運営の維持、継続を図ってまいります。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 将来に向けた投資を行うための貯蓄や必要に応じて基金を活用することはもとより、官民連携による新たな手法やアイデアを取り入れた定住人口の増加策を進めることで、将来につながる計画的な歳入確保を行い、その財源を将来への投資や財源負担の軽減のための活用が必要だと考えますが、4点目といたしまして、このことについての町長の考え方をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 将来につながる投資的経費をいかに生み出し、計画的な歳入確保をしていくかについては、人口減少、少子高齢化の進展に直面する全ての地方自治体の最大のテーマであると認識しています。

本町は、さきの国勢調査の結果においても人口増加にあり、その傾向は2035年まで続くとの推計がなされていますが、遠くない将来に、確実に訪れる人口減少を見

据え、余力のある今から対策を打っていく必要がございます。

まず、その対策として、人口規模の維持でございます。町の情報力の強化、ブランド力の向上により、移住施策と絡めながら定住人口の確保、とりわけ生産年齢人口の増加につなげていくことが重要であると考えます。

次に、民間活力の活用です。ふるさと納税の拡充、さらには、町に新たな息吹をもたらす企業の誘致など、官民連携による税収確保策も肝要であると考えます。

一方で、財政負担を軽減していくためには、適正な歳出がなされているかどうかも十分に検証、精査していく必要がございます。

特に、都市機能が分散されたまちづくりでは、公共施設等の維持管理費や福祉サービス等の行政コストの増大を招くおそれがあり、人口規模や財政規模に応じた集約型のまちづくりを推進していくことが不可欠であると考えます。

未来を担う子供たちへの投資、人づくりのために予算を確保していくためには、持続可能で健全な財政運営が鍵となります。

引き続き、町民の皆様がこの町に住んでよかったと思っただけのまちづくりを推進できるよう、様々な手法、アイデアを模索してまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 次に、コロナ禍の影響による歳入の関係としては、飲食店等だと思いますが、やはり影響が大きいと考えます。町税収入の減少というものが考えられます。令和3年度予算では、令和2年度の町税を見ますと、1億1,943万円の減収でありましたが、5点目として、令和4年度の町税は、令和3年度に対しての増減額及び増減率については、また、どのような対応を考えているのかお伺いしておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） ただいま頂きました御質問は、担当課長から御答弁を申し上げます。

○議長（村田 定君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） 御答弁申し上げます。

令和4年度の町税につきましては、全体で29億7,962万円を見込んでおります。対前年度で0.7%、2,214万1,000円の増でございます。

税目別に申し上げますと、個人住民税では10億1,049万円を見込んでおり、前

年度比で2.6%、2,556万7,000円の増でございます。

また、法人町民税は1億9,693万円を見込んでおり、前年度比マイナス5.7%、1,191万円の減でございます。

次に、固定資産税は、土地家屋及び償却資産を合わせて15億4,400万円を見込んでおり、前年度比0.1%、100万円の増となっております。

軽自動車税でございますが、種別割と環境性能割を合わせて8,820万円を見込んでおり、前年度比で15%、1,148万4,000円の増でございます。

たばこ税は1億4,000万円を見込んでおります。前年度比でマイナス2.8%、400万円の減でございます。

このように、令和4年度の町税予算につきましては、全体といたしましては令和3年度より増加を見込んでおりますが、先ほど申されましたように、飲食業をはじめとする町内中小零細事業者の方々には、依然としてコロナ禍における大きな影響を受けておられるものと強く認識をいたしております。

その対策といたしまして、町税では、令和2年度には、前年から一定の売上減少等があった場合の町税の納付猶予や、令和2年度、令和3年度におけます国民健康保険税の減免措置、また、令和3年度におけます事業用家屋並びに償却資産の固定資産税の減免を行ったところでございます。

また、商工観光課の施策といたしまして、愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金やキャッシュレス決済ポイント還元事業等の事業者支援対策を行いました。令和4年度におきましても、国の交付金を活用した事業の実施を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 町税以外の歳入についての影響も考えられますが、地方譲与税、地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。地方の一般財源の一部として、用途は地方団体の判断に任されております。

交付税総額94%が財源不足団体に対して4月、6月、9月、11月の年4回に分かれて交付される普通交付税があります。この普通交付税を特別な目的もなしに財政調整基金に蓄えてばかりいることとなつては、財政が豊かでない国からすれば、決してよいこととは言えないと思いますが、そこで、6点目といたしましては、地方交付

税制度についての考え方についてお伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 地方交付税制度は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の行政サービスの水準を維持し得るよう、国が徴収した財源を一定の合理的な基準によって再配分する、言わば国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方の固有財源であります。地方交付税は、各種行政施策を行うための貴重な財源であると認識をしております。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 自主財源の確保に大きな影響する生産年齢人口があります。交付税や臨時財政対策債は、いわゆる臨財債は、算定においては現行を照らして推計をされており、地方交付税と、臨財債はリンクする制度があります。国においても、交付税制、制度そのものの財源不足が今後予想されますが、また、算定方法の見直しなど、様々な不安の要素がありますが、そこで、愛荘町の財政推計についてお伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 当町の財政推計については、近年の決算状況や将来の需要予測などを基に、財政収支見通しを作成しております。また、この収支見通しは、新型コロナウイルス感染症による影響のような、事前に予測できない事態が発生することもあるため、毎年度、再試算を行っています。

令和3年8月に再試算した見通しでは、令和3年度から令和7年度まで財源不足が生じることから、地方債の発行と基金の取崩しにより対応することとしています。このため、地方債残高が上昇し、基金残高は減少する見込みとなっております。

現在のところ、当町の財政がすぐに危機的状況に陥るとは予測しておりませんが、歳出予算総額が歳入確保可能財源に見合うものとなるよう、この財政収支見通しを効果的に活用して、一般行政経費や投資的経費の縮減など、不断の行財政改革に生かしてまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 基金運用は、後年度の中規模普通建設事業、各種計画等の臨時事業への充当財源として確保し、また、町税等一般財源不足への対応、調整が長期にわたり可能な状況を維持していくことが重要であるということでもあります。

しかしながら、令和4年度の当初予算では、基金の取崩しでは8億8,802万円。うち、財政調整基金においては6億6,452万円余りが予定されておりますが、そこでお伺いをいたします。基金残高の確保については、今後どのような対策を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 令和4年度当初予算において、財政調整基金の取崩しは6億6,452万4,000円となり、前年度比4億1,056万4,000円の増加となっております。これは、歳入において実質的な普通交付税の減少による一般財源の減少と、歳出において愛知中学校大規模増改築事業や公債費などによる一般財源の増加が要因となっているものです。

また、毎年度の予算編成において、歳入歳出の不均衡を調整するため、財政調整基金を取り崩す編成としておりますが、決算時においては、例年と同水準となる21億円程度を維持できております。

財政調整基金とは、経済不況などによる大幅な収入減や災害の発生などによる予期せぬ支出の増加に備え、年度間の財源の不均衡を調整するものであることから、不測の事態に備え、現在の水準を維持することのメリットが大きいと考えております。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 次に、地方債残高についてお聞きをいたします。

一般会計の地方債残高も年々増加しております。ここ近年では、最大規模となっております。しかし、下水道事業会計は年々減少しており、ありがたいということでもあります。

9点目といたしまして、そこで一般会計下水道事業会計の地方債をどのように減少させていくのか、お伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 下水道事業につきましては、整備がほぼ完了しており、近年、借入額を償還額が上回っていることから、地方債残高は減少している状況です。

一般会計につきましては、現在、愛知中学校大規模増改築事業や町道愛知川栗田線道路改良事業などのハード整備を行っていることから、地方債残高は増加傾向にあります。

地方債残高を減少させるためには、借入額が償還額を上回らないようにする必要があります。

あることから、これまでと同様、公共事業の見極めによる地方債の過剰な新規発行を抑制するとともに、地方債を発行する場合においても、交付税措置のある有利な地方債を積極的に活用してまいりたいと存じます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。予算編成に当たり、財政収支見直しにおける財源不足も生じると考えておりますが、愛荘町も、財政状況はさらに厳しさを増していると考えております。そこで、今後、財政不足の対応をどのように考えているのか、お伺いしておきます。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 今後は、基金積立金も活用しながら、次世代へできるだけ負担を送らないよう、行政機能の最適配置や事務事業の見直しなどの行財政改革を進め、経常経費の削減に努める所存です。

また、持続可能な財政運営のため、必要な財源を確保し、歳入に見合った歳出を念頭に財政運営に当たってまいります。

議員各位におかれましても、事務事業の見直しをはじめ、町の行財政改革に対し、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 最後になりますが、愛荘町政をどのように進めようと考えておられるのか、町長の新年度予算にける思いをお伺いをいたします。

○議長（村田 定君） 町長。

○町長（有村国知君） 本定例会に上程いたしました令和4年度一般会計予算は110億9,400万円の予算規模でございます。

所信表明において、「日々の暮らしを笑顔につなげる絆を取り戻そう」をスローガンに力強く歩んでまいりたいとの思いを述べさせていただきましたが、本予算案は、愛荘町の発展に資する今後のまちづくりを築いていく上での礎となるものです。

加えて、私自身が2期目の町政を担わせていただくに当たっての初年度となる、とても大切な予算案でもあることから、本予算案を皮切りに、町長選挙においてお約束した8つの柱に基づく政策を重点的に進めてまいりたいと考えています。

1つ目に、「愛着と誇りのまちづくり・つながりの醸成」でございます。豊かな自然環境を生かした町東部地域のにぎわいの創出に加え、町民全体での価値の共有、多様

な人材が織りなす個性と魅力あふれる地域づくりを推進してまいります。

2つ目に、「子ども・子育て環境の充実」でございます。地域の子どもは大切な町の将来を担う宝でもあることから、待機児童ゼロに向けた取組を進めるとともに、ハード、ソフトの両輪による交通安全対策、子供たちの命を守る取組を強化してまいります。

3つ目に、「健康長寿・生涯現役のまちづくりの推進」でございます。健康寿命の延伸は町の活力の源です。人生100年時代と言われるこの時世に、先輩世代の方々にいつまでも元気に御活躍いただけるよう活動を支援してまいります。

4つ目に、「教育・文化力の向上」でございます。地域ぐるみで確かな学力を育むとともに、公益に資する生き方や活動を讃える公共心を醸成し、文化の薫り高いまちづくりを推進してまいります。

5つ目に、「安全安心・快適便利を支えるインフラの着実な整備」でございます。交通インフラは町の発展を支える重要な都市基盤です。地域の軸となる幹線道路の整備を推進し、さらなる活力の向上に取り組んでまいります。

6つ目に、「経済・観光・農林商工業の振興」でございます。アフターコロナを見据えた経済活性化策の推進をはじめ、農林業生産基盤の保全、さらには外部人材を登用した起業を促進していくなど、町のブランド力の向上に寄与する取組を支援してまいります。

7つ目に、「防災・減災、町民の安全安心を守る危機管理」でございます。近年頻発する自然災害等への対応に加え、感染症等の蔓延防止など、町民の暮らしを守る危機管理体制のさらなる磨き上げに取り組んでまいります。

そして、最後の柱、「持続可能なまちづくりと情報発信力の強化」でございます。人口減少・少子高齢化を見据えた効率的な行政機能の再編・最適化はもとより、時代の潮流や変化を捉えたデジタル技術の活用など、町本来が有するポテンシャルを最大限発揮できる総合的なまちづくりを推進してまいります。

以上、愛着と誇りを感じる愛荘町の実現に向けまして、多くの方々に選ばれるいい町を、皆様と共につくり上げることができるよう、日々邁進してまいります所存でございます。

○議長（村田 定君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 今ほどは、町長が新年度に向けての豊富といたしますのか、

答弁を頂きました。その中で、まちづくりに邁進をしていくというようなお言葉も頂きました。私は、この質問につきましては、私そのものも勉強の一環としてつくり上げたものであります。そういった中で、今、町長が言われた、町は人づくり、人が町をつくるというようなことでもありますので、その点においても十分なまちづくりに邁進をしていただき、私どもも、その点についても、議員の1人として目を張りながら進んでまいりたいなど、このように思っておりますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（村田 定君） これにて一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（村田 定君） お諮りします。本日はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月19日から3月23日までの5日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村田 定君） 異議なしと認めます。よって、3月19日から3月23日までの5日間、休会することに決定しました。

再開は3月24日木曜日です。当日は、午前9時から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定ですから、よろしく申し上げます。

また、議会運営委員会を3月23日水曜日、午後1時30分から開催しますので、よろしく申し上げます。

本日はこれで延会します。大変御苦労さまでございました。

延会 午後3時59分